

第1章 私たちの暮らしの現状と課題

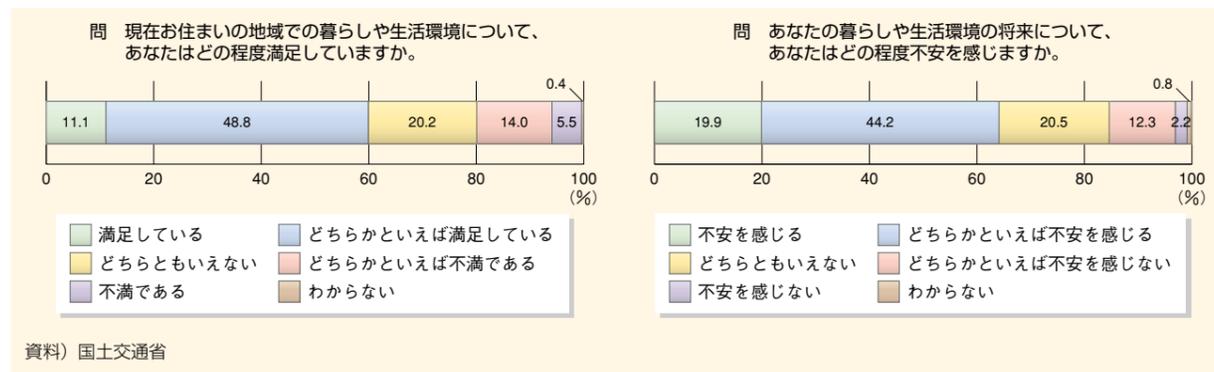
（現状には多数が満足、しかし将来には不安）

自分が住む地域での暮らしやそれを取り巻く生活環境について、国土交通省が行った意識調査^(注1)によれば、6割近い人が現在の状況に対して「満足している」又は「どちらかといえば満足している」（以下、「満足」という）と考えている。しかし一方で、6割以上の人が、その将来について「不安を感じる」又は「どちらかといえば不安を感じる」（以下、「不安を感じる」という）とも答えている。

年齢別にみると、現在の満足度（満足と答えた人の割合）は、高齢者が比較的高くなる一方で、30歳代から50歳代前半の働き盛りともいえる世代が一段低くなっている。将来についても、この世代の7割近くが不安を感じており、他の世代に比べてその割合が高めになっている。

また、住む場所でみれば^(注2)、都市部ほど満足度が高くなる一方で、町村部では満足と答える人は5割強であり、また将来に対する不安は高い。

図表 I-1-0-1 現在の満足と将来の不安



意識調査では、生活の様々な環境要素について現在の満足度を聞いているが（p7参照）、満足度が低い事項のうち、不安を感じる人の満足度と感じない人の満足度の差が特に大きいもの^(注3)は、「雇用機会や働く場」・「地域経済の状況」・「地域のバリアフリー」・「介護・福祉のための施設やサービス」・「子育てのための施設やサービス」、さらに「まちのにぎわい」・「地域のコミュニティ」である。昨今

(注1) 平成20年11月21日から12月1日にかけて、全国の満20歳以上の男女を対象に、インターネットベースにて実施し、4,000人の回答を得た。本調査では、各世代から幅広く、また、過疎地域からも十分なサンプルを集めるため、層化二段抽出法により、全国を過疎地域・非過疎地域に分類（第一段階）し、さらに地域ごとに各世代の構成比に応じて（第二段階）、対象を抽出した。集計の際には、我が国の過疎・非過疎別の人口構成比に合わせ、データに重みを付けて集計を行っている（ウェイトバック集計）。なお、本調査における過疎地域とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び同法第33条第1項に該当する市町村である。以下、本稿における「意識調査」とはこの調査を指す。なお、グラフ内に記載されている値は四捨五入されているため、本文内の値と若干異なる場合がある。

(注2) 意識調査結果は、回答者の居住地別に、200万都市（東京都区部及び人口200万人以上の政令指定都市）、大都市（人口200万人未満の政令指定都市）、中都市（人口10万人以上の市）、小都市（人口10万人未満の市）、町村部に分類し、集計・分析している。

(注3) 平均の満足度が25%未満の事項のうち、不安を感じる人の満足度が感じない人の満足度の約半分以下となっているもの

の厳しい経済社会情勢を背景に、現在・将来の経済的基礎、加齢・障害時等のサポート、地域の活力に関連する項目の現状が不十分と認識されていること等も、将来の不安につながっているのではないかと考えられる。

なお、国民生活に関する世論調査（内閣府平成20年6月調査）では、「日頃の生活の中で悩みや不安を感じている」と70.8%の人が答えており、これは増加傾向にある（平成9年5月調査60.6%、昭和63年5月調査50.7%）。悩みや不安の内容としては、「老後の生活設計について」（57.7%）、「自分の健康について」（49.0%）、「今後の収入や資産の見通しについて」（42.4%）が上位3つに挙げられており、将来の経済的基礎や加齢・障害等の不安が大きいことがここからもうかがわれる。

このように、私たちの暮らしについて、現在の状態に対する満足と将来の見通しに対する不安は交錯している。また、世代やおかれた状況によっても見方は異なっている。

私たちの日常生活の営みは、人間関係、環境、モノやサービスなどいろいろなものに支えられているが、次節以降では、「地域に住まう」、「社会で活動する」、「場所を移動する」の3つの局面から現状を分析し、私たちが暮らしに感じること・求めることを、詳しく検討する。

第1節 「地域に住まう」

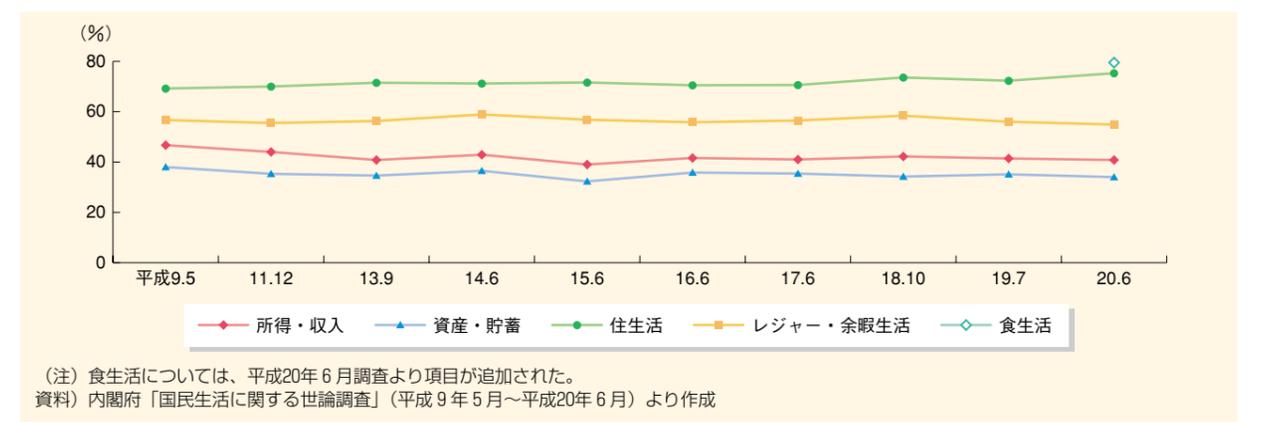
“住まう”とは、住居とそれを取り巻く地域の諸々の環境の上に成り立っており、人が暮らしを営む上で最も基礎となる行為であるとともに、その総和が地域社会を形成する。人は、自分が住む住居や地域の環境に対し、何を重視しどのような満足と不満を感じているのか、意識調査等とおしてそれを考える。また、「住まう」を取り巻く環境の現況と課題について検討する。

1 「地域に住まう」に関する居住者ニーズ等の把握

（生活全体の中での「住まう」の位置づけ）

人の全体の生活の中で「住まう」についてみると、国民生活に関する世論調査によれば、「住生活」について満足とする者は75.3%であり、「食生活」（79.5%）とともに、生活の他の面（「所得・収入」、「資産・貯蓄」、「レジャー・余暇生活」等）よりも高くなっている。また、時系列でみると上昇傾向にあり、全体として住環境の改善が進んでいることがわかる。

図表 I-1-1-1 現在の生活の各面での満足



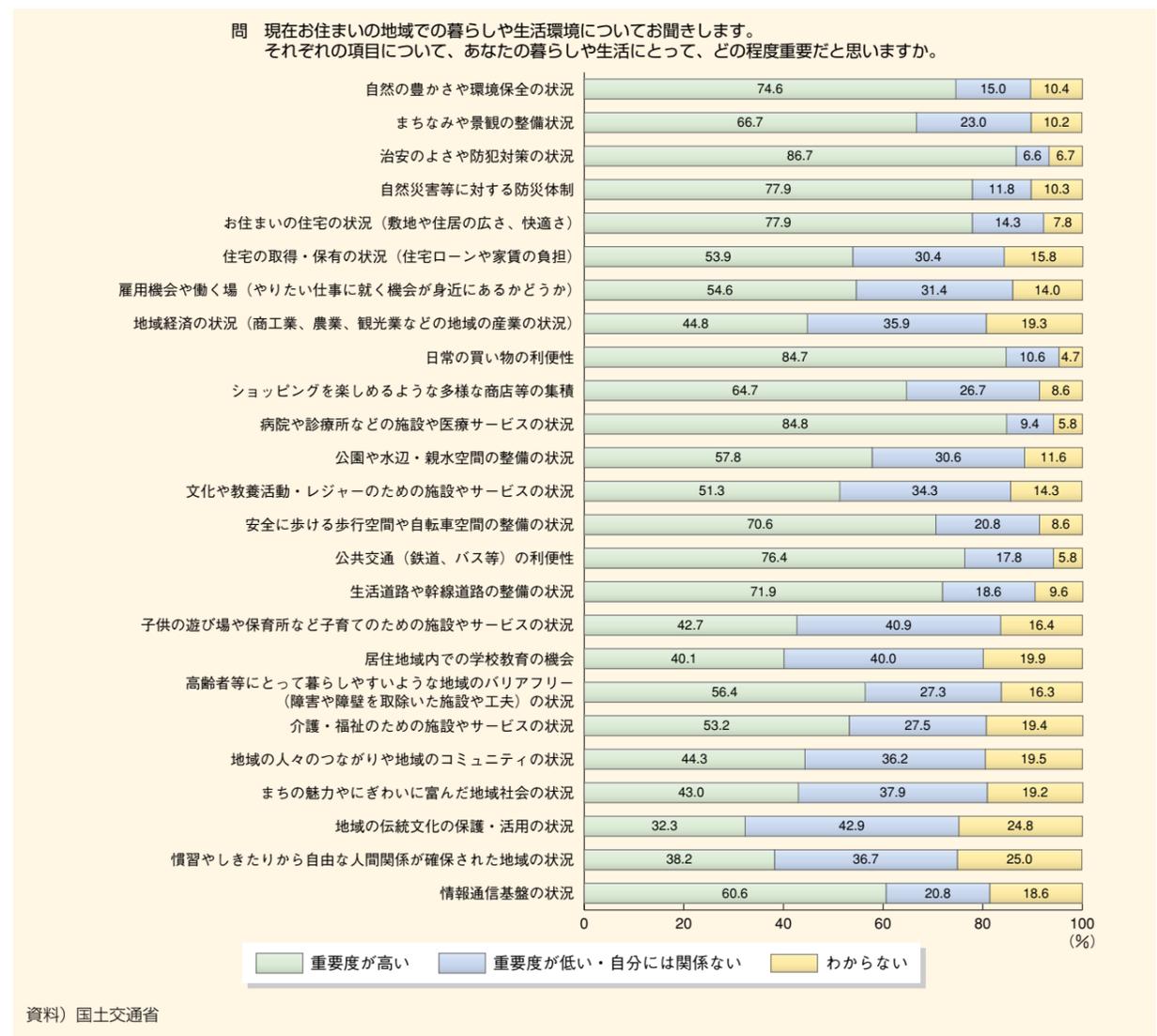
しかし一方で、常に4分の1程度の人是不満と答えている。また、満足とする人の割合は、住む場所（大都市72.3%、町村78.0%）や世代（20歳代83.1%、40歳代69.5%、60歳代77.4%）、さらに持家か賃貸か（持家79.9%、賃貸住宅55.7%）などによって異なる。

〔住まう〕を取り巻く環境

意識調査では、「住まう」を支える様々な要素について、「重要度が高いか」と「満足しているか」の2つの視点から、人の認識を尋ねた。

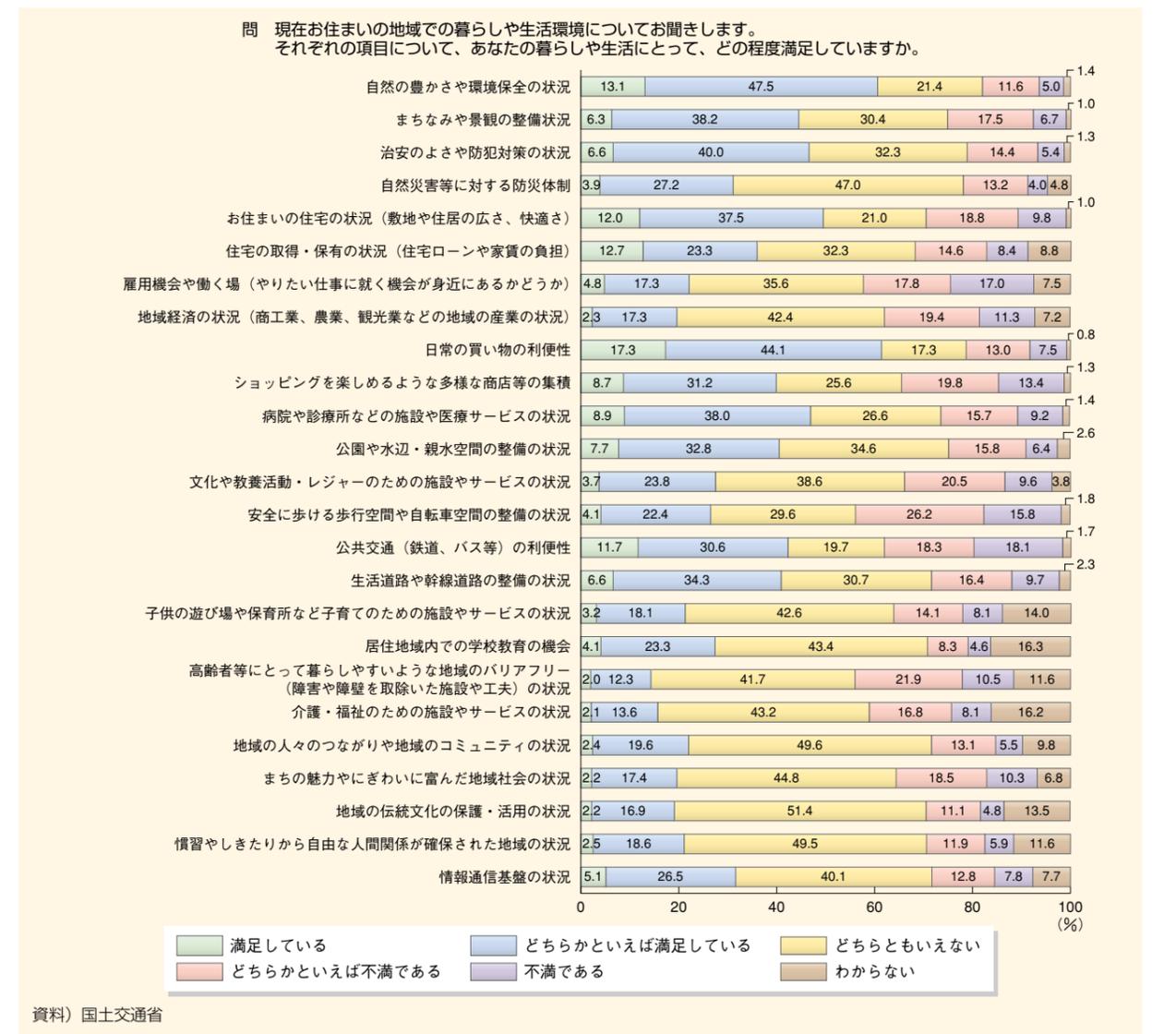
重要度（「重要度が高い」と答えた人の割合）については、まずは自分の生活の器である「住宅」の状況とともに、「自然の豊かさや環境保全」、「まちなみや景観の整備」といった器を取り巻く基礎的な環境や、「治安のよさや防犯対策」、「自然災害等に対する防災体制」といった安全・安心に関することが高くなっている。また、「日常の買い物の利便性」、「病院や診療所などの施設や医療サービス」など日々の生活に必要な事項、さらにそれを結ぶ「公共交通の利便性」、「生活道路や幹線道路の整備」、「歩行空間や自転車空間の整備」も高い。

図表 I-1-1-2 「住まう」を取り巻く各環境要素に対する重要度



一方で満足度については、大部分の事項で、満足と答えた人が5割を下回った。前述の世論調査では住生活の満足度は高かったが、個別の要素について意識調査で尋ねると、未だ十分な状況とはいえないことがうかがえる。重要度が高かった事項では、特に、「自然災害等に対する防災体制」や「歩行空間や自転車空間の整備」に関する満足度が低くなっている。

図表 I-1-1-3 「住まう」を取り巻く各環境要素に対する満足度



（都市の規模別にみた重要度と満足度）

いくつかの事項について、都市の規模別に重要度と満足度をみると、多くは都市部と地方部で重要度に同じ傾向がある一方で、満足度は、地域によって各事項の充実度合の差を反映して異なっている状況が浮かび上がる。

「自然の豊かさや環境保全」は、都市の規模を問わず重要度が高いが、現状に対する満足度は地方部ほど高い。他方、「まちなみや景観の整備」は、都市の規模による大きな差異はない。「自然災害等に対する防災体制」や「治安のよさや防犯体制」は、都市の規模によらず重要度が高いが、満足度は特に前者が全体的に低くなっている。「日常の買い物の利便性」や「病院や診療所などの施設や医療

サービス」など日々の生活に関するサービスについては、都市の規模によらず重要度は高い一方で、満足度は地方部で大幅に低くなる。「ショッピングを楽しめるような多様な商店等の集積」といったプラスアルファ的な面についても、重要度にはあまり差はないが、満足度は都市部と地方部で差が生じている。

（高齢者や子育て世帯からみた重要度と満足度）

個人の年齢や子育て中であるかどうかなど、おかれた状況によって、何を重要と考えるかは異なる^(注)。

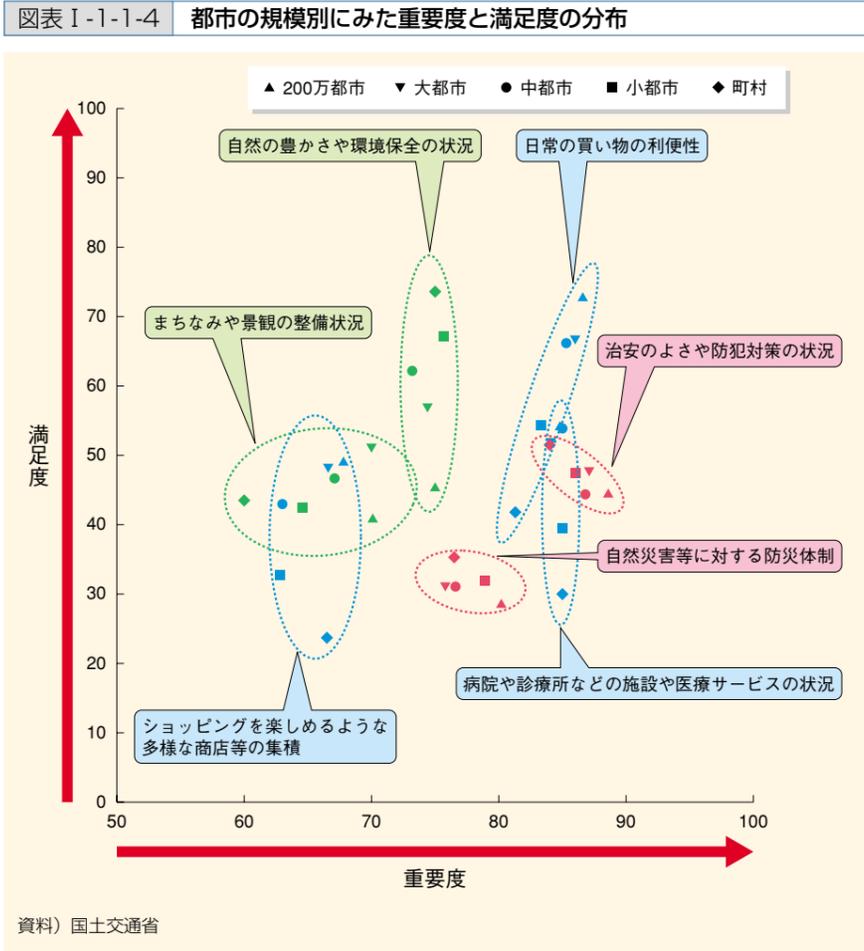
急速に高齢化が進む中で、何を重要と考えるか高齢者の視点からみると、

「病院や診療所などの施設や医療サービス」、「地域のバリアフリー」、「介護・福祉のための施設やサービス」など、高齢化に伴い必要となる事項が高くなっている。また、「自然災害等に対する防災体制」、「治安のよさや防犯体制」など、安全・安心に関する事項についても、他の世代よりも一段高くなっており関心は強い。

さらに、生活行動の変化（自宅近くの身近なところで過ごす時間が多くなること、第1章第2節p22～23参照）を反映して、住環境の中で「自然の豊かさや環境保全」、「日常の買い物の利便性」、「公園や水辺・親水空間の整備」、「公共交通の利便性」さらに「地域の人々のつながりや地域のコミュニティ」等を重視する傾向もみられる。

また、子育て世帯（就学前の子供がいる家庭）の視点からみると、「子供の遊び場や保育所など子育てのための施設やサービス」、「居住地域内での学校教育の機会」といった子育てに欠かせない事項が特に高くなるとともに、「公園や水辺・親水空間の整備」等も重要度が高くなる。「治安のよさや防犯体制」、「病院や診療所などの施設や医療サービス」も、他と比べて重要度は一段高い。

なお、バリアフリー、介護、子育てのための施設やサービスといった高齢者や子育て世帯に特化した事項について、都市部と地方部で重要度はほとんど変わらない。満足度は都市部・地方部を通じて低くなっている。



(注) ここでは、図表 I-1-1-2の各事項について、年齢や子育て中であるかどうかで集計をした場合、重要度が80%を超える事項、又は、図表 I-1-1-2と比較し重要度に10%以上の差が生じている（高くなっている）事項の中から選び出している。

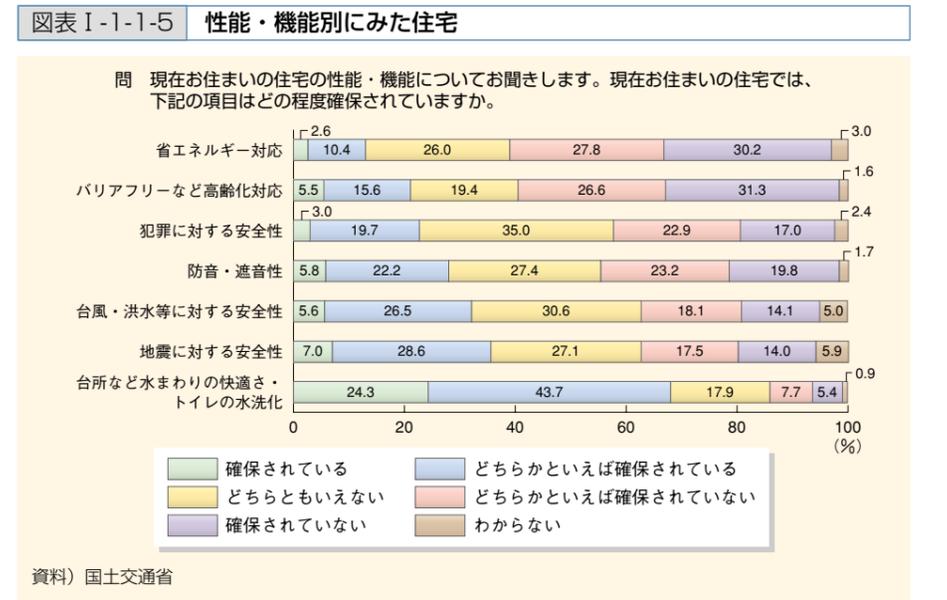
このように、年齢や属性により、「住まう」に関して求めることは異なる。ともすれば不便を感じやすい状況におかれた人のニーズもしっかり押さえることが重要となる。

（住居に対する認識）

住宅本体に関して、性能や機能別にみると、「台所など水まわりの快適さ・トイレの水洗化」については、7割近い人が確保されている（「確保されている」又は「どちらかといえば確保されている」と感じている）。

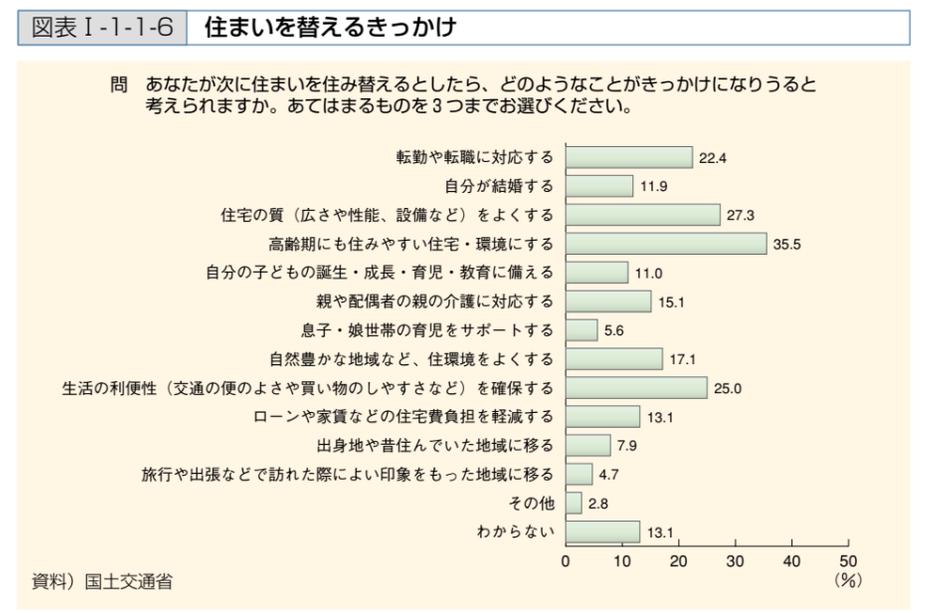
しかし、社会全般で安全・安心に対する意識が高まる中で、住宅に関しては、「地震」、「台風・

洪水等」、「犯罪」といった事項に対して、安全性が確保されていると感じる人は2～3割台となり低い。また、高齢化の進展で重要度が増す「バリアフリーなど高齢化対応」については、確保されていると答えた人は全体で2割強、年齢別で高齢者をみてもあまり変わらず、高齢化対応が不十分であることがわかる。さらに、「省エネルギー対応」や「防音・遮音性」といった環境性能についても1～2割台であり、評価が低くなっている。



（「住まう」に対する姿勢）

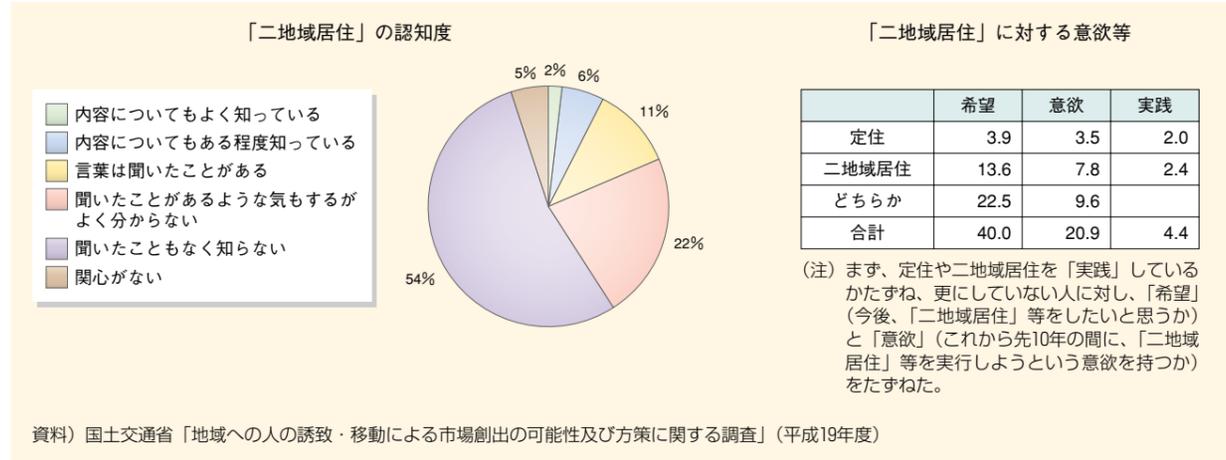
以上、おかれている環境に対してどのように感じているかをみたが、意識調査では、人はどのような時に「住まう」を替えるかについても尋ねている。住まいを替えるきっかけとして、「高齢期にも住みやすい住宅・環境にする」、「住宅の質をよくする」、「生活の利便性を確保する」が上位にきており、「転勤や転職



に対応する」、「自分が結婚する」といったライフイベントで付随的に発生する理由を上回った。言い換えれば、必要な時がきたら、というよりも、積極的に「住まう」の環境をステップアップしていきたい、という意向が感じられる。

また、「住まう」に関する選択肢を新たに広げるような考え方も出現している。最近では、現在の生活拠点以外にも拠点をもちいろいろな生活スタイルを楽しむ「二地域居住」という考え方が提唱されている。定住より柔軟性が高い分ハードルが低く、やってみたいとする希望や意欲は高くなっている。

図表 I-1-1-7 「二地域居住」に関する認知度と意欲等



2 住宅に関する現状と課題

前項では、意識調査等とおして、人が「住まう」に関してどのようなことを感じているかをみたが、本項では、その「住まう」の器となる住宅の現況をみる。

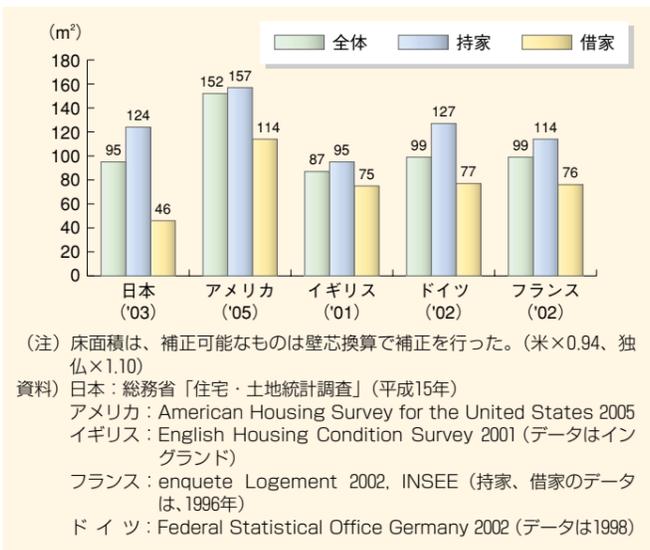
(1) 住宅のストックと性能

(→第2章第1節1、第2節1、第4節)

(住宅のストック量)

住宅ストックについては、日本全体で見ると、2003年時点で、総世帯数約4,700万世帯に対して住宅ストック数は約5,400万戸となっている。住宅のストック数は、1960年代後半以降、常に世帯数を上回っており(注1)、量的には充足しているといえる。住宅の広さについては、全体の戸あたり床面積は95m²であり、欧州水準並みであるが(注2)、所有関係別にみると持家124m²、借家46m²となっており、特に借家において規模が小さい。

図表 I-1-1-8 住宅の広さの国際比較



(注1) 総務省「住宅・土地統計調査」(平成15年)による。

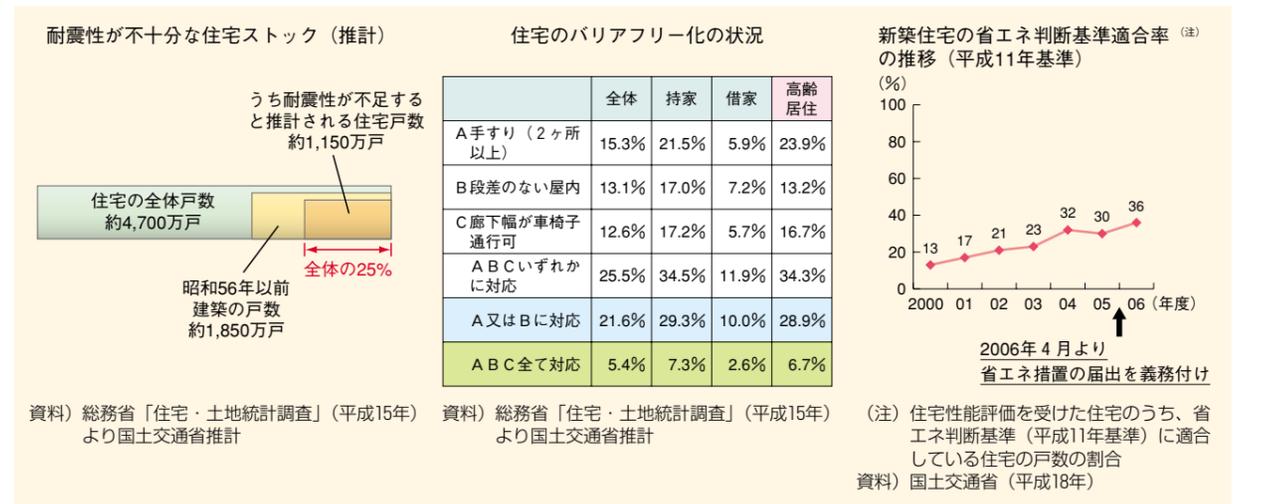
(注2) 庭を含む敷地面積では、国土構造や人口が違うため単純な比較はできないが、戸建・長屋建住宅の平均敷地面積が日本の272m²(平成15年、住宅・土地統計調査)に対し、米国は1,400m²以上(2005年、US Census Bureau, Current Housing Reports)あり、フランスでは戸建住宅の庭(建物部分の面積を含まない)の平均面積が600m²(2006年、INSEE(国立統計経済研究所)調べ)ある。

(住宅の性能)

住宅の性能に関しては、まず、耐震性については、新耐震基準を満たしていないなど耐震性不十分な戸数は既存のストックの4分の1を占めている。バリアフリーについては、2箇所以上の手すりの設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅の確保の全てに該当する高度なバリアフリー化がなされた住宅は5.4%と低く、とりわけ、借家で2.6%と低くなっている。また、省エネルギー対応は、新築住宅の建設では少しずつ進んでいる。

また、老朽化が進んだものについては、改修や建替えを検討するなど再生に向けた取組みが必要である。特に分譲マンションでは、築30年以上の物件は、2008年末で73万戸あり、2011年末には100万戸を超え、さらに2020年末には200万戸を超えるなど、今後急速に増えることが見込まれている。老朽化したストックの増大の中でスラム化を防ぐため、マンション再生のための合意形成等が問題となることがある。

図表 I-1-1-9 住宅の性能(耐震性、バリアフリー、省エネルギー対応)

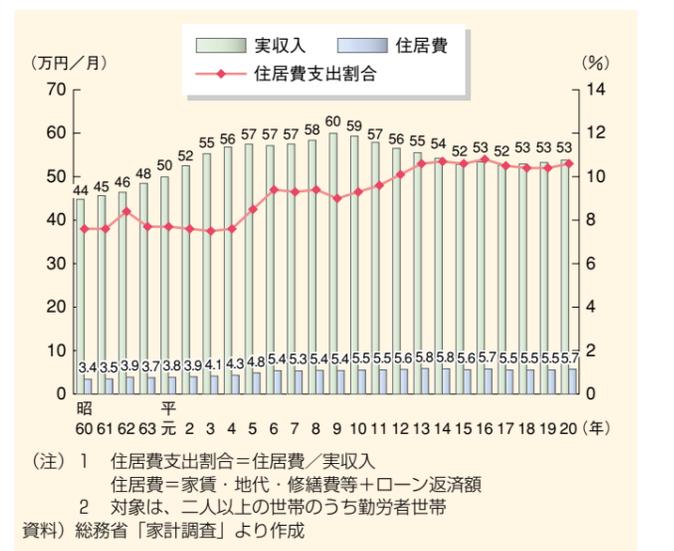


(2) 住宅の確保(→第2章第2節1、第4節)

(住宅の確保とかかる費用)

勤労者世帯全体の家計をみると、住居費(家賃やローン返済額等)は、近年ほぼ横ばいである。他方、実収入は平成9年以降減少傾向にあるため、住居費支出割合(実収入に占める住居費の割合)は増加傾向であったが、平成15年から20年にかけては実収入が横ばいとなり、住居費支出割合は約10%でおおむね横ばいとなっている。これを、住宅を購入したり、民間アパート等を借りたりしている人についてみると、持ち家世帯(ローンを支払っている世帯に限る)は約18%、民間借家世帯は約15%となり、家計に占める住宅費の負担は高くなっている。

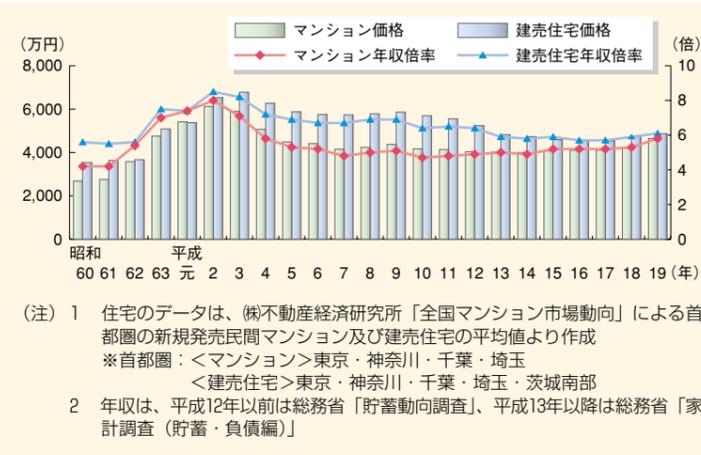
図表 I-1-1-10 住居費支出割合の推移



(注) 1 住居費支出割合=住居費/実収入
住居費=家賃・地代・修繕費等+ローン返済額
2 対象は、二人以上の世帯のうち勤労者世帯
資料) 総務省「家計調査」より作成

住宅取得にかかる費用を、住宅取得者が多く、また地価水準が高い首都圏についてみると、昭和62年以降平成2年にかけて大幅に上昇した後、下落・横ばい状態が続いた。しかし、近年は地価や資材価格等の高騰に伴い住宅価格は上昇し、平成19年における住宅価格の年取に対する倍率（年取倍率）は、マンション、一戸建てともに約6倍となっている。また、購入後の住宅ローンの返済状況についてみると、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）における延滞債権等のリスク管理債権額がやや増加傾向にある。

図表 I-1-1-11 住宅の取得にかかる費用の推移



図表 I-1-1-12 住宅金融支援機構のリスク管理債権額の状況

(単位：億円)

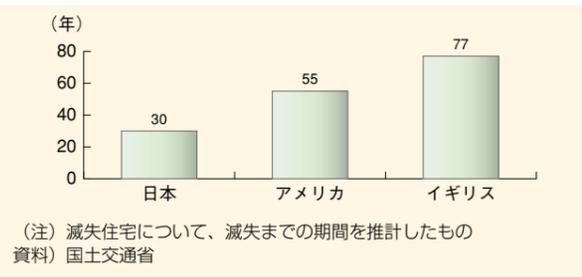
区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
破綻先債権	1,463	1,888	2,541	2,647	3,014
延滞債権	6,647	7,942	7,677	7,899	11,335
3か月以上延滞債権	3,086	1,445	1,084	985	894
貸出条件緩和債権	20,576	23,580	23,833	22,344	20,443
合計	31,772	34,855	35,135	33,875	35,686

(注) リスク管理債権とは、破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権のことを指す。
資料) 住宅金融支援機構

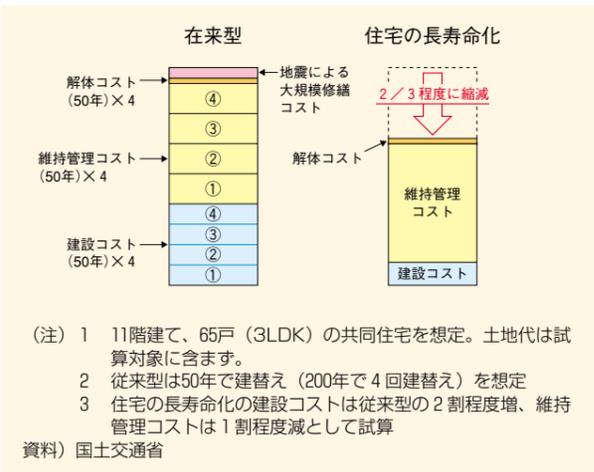
(長期にわたって使える住宅)

このような費用を投じて確保した住宅がどれだけの期間使われているかをみると、滅失した住宅の平均築後年数は約30年であり、アメリカ等と比較して短くなっている^(注)。高い費用をかけて取得した住宅が利用される期間が短いということは、住む人にとって1年あたりの建築費相当の負担が大きくなり、かつ解体のコストも余計にかかることになり、それだけ住居費の負担が重くなることを意味している。このような負担を軽くするためにも、住宅を長寿命化し、長期にわたって使えるストック型社会へ転換することが求められる。

図表 I-1-1-13 滅失住宅の平均築後年数の国際比較



図表 I-1-1-14 住宅の長寿命化による住居費負担の軽減効果

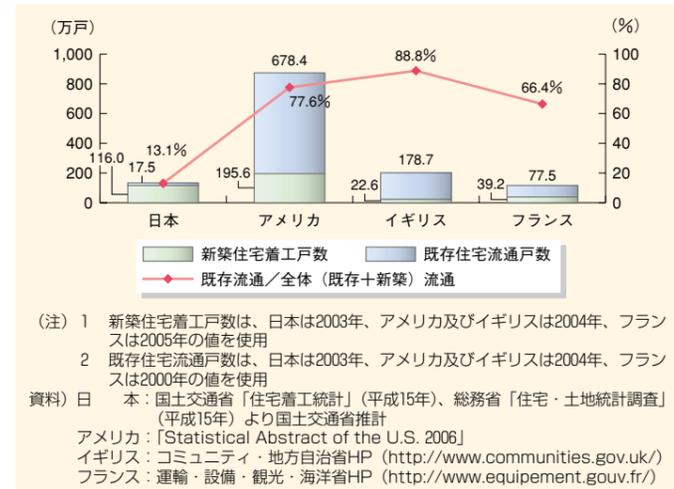


(注) 日本人が住宅建築を粗略にし、建ててはすぐ壊してしまうさまは、明治のはじめに書かれた次の文章にも表れている。「・・・歐洲ノ民ハ一タヒ家ヲ建レハ、世ヲ嗣キテ之ヲ修繕シ、益其美ヲナス、・・・我日本ハ・・・之ヲ建ルニ鋭ニシテ、其工ヲ省キ、已ニ成レハ、又毀ツテ改立ス、是ヲ以テ進歩改良ノコト少シ、・・・」
(出典) 久米邦武編『特命全権大使 米欧回覧実記』第二十五卷 倫敦府ノ記下

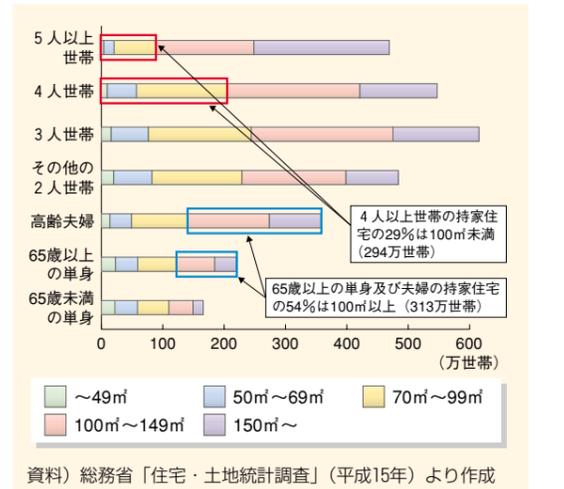
住宅市場の側からみると、取引はほとんどが新築住宅となっている。また、世帯類型別に住宅ストックの分布をみると、65歳以上の単身及び夫婦の持家世帯の54%が100m²以上の広い住宅に住む一方で、4人以上家族の29%がそれ未満であるなど、既存の住宅ストックと取得ニーズにミスマッチがみられる。

こうしたことの背景に、既存住宅の流通などストックの活用が未成熟なことがあり、それが結果として住宅取得における選択肢を狭めている。今後、既存住宅の市場価値が適切に評価され、流通をスムーズにすることによって、人々のニーズに合った手に入りやすい既存住宅が豊富に提供される必要があるだろう。

図表 I-1-1-15 住宅市場の国際比較



図表 I-1-1-16 世帯類型別の住宅の床面積



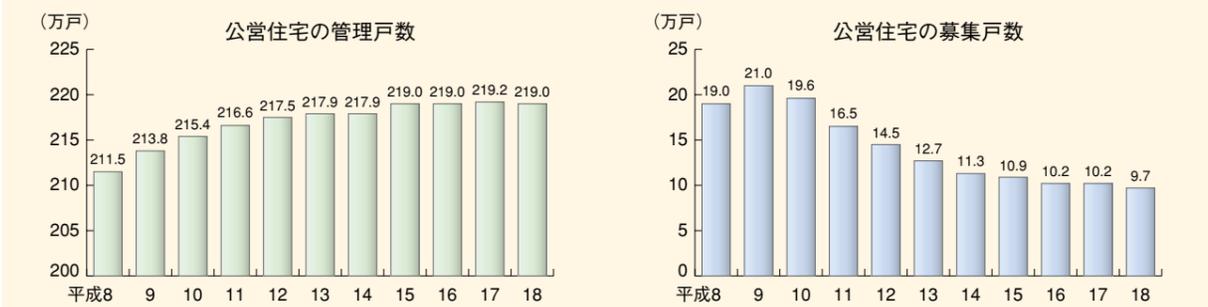
(住宅確保の困難性)

また、様々な理由で、住宅の確保が困難な状況におかれている人もいる。住宅に困窮する低額所得者に対しては、公営住宅が供給されているが、応募倍率は、東京都34.3倍、大阪府14.3倍、全国平均9.6倍など大都市部を中心に高い水準にあり、この10年間では増加傾向にある。

図表 I-1-1-17 公営住宅の応募状況の推移



図表 I-1-1-18 公営住宅の管理戸数と募集戸数



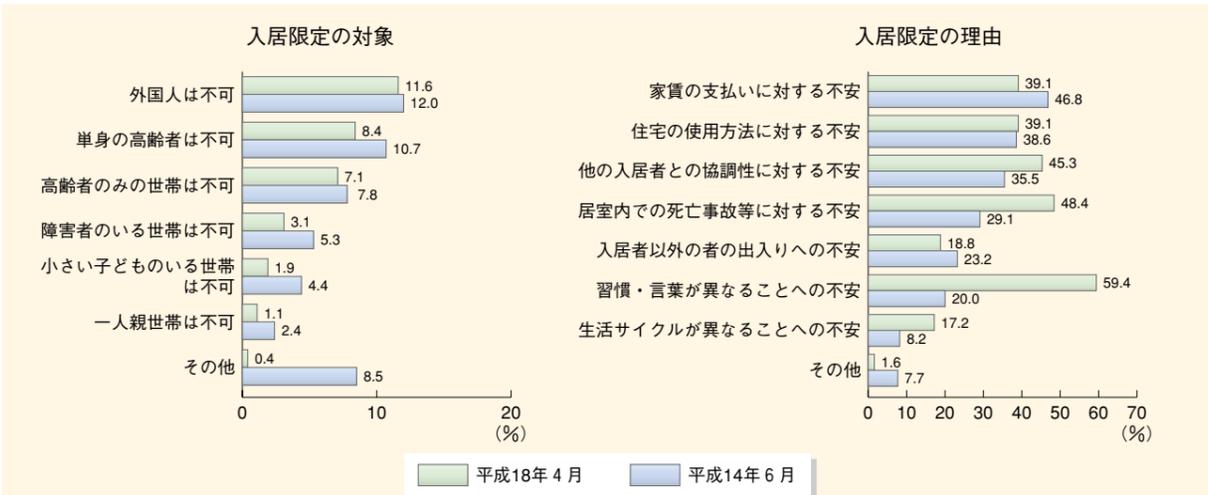
資料) 国土交通省

特に、昨今の厳しい経済状況により、雇用不安に伴う住居の確保も新たな問題となっており、雇用政策と連携した対応が求められる。

他方で、民間賃貸住宅では、家賃滞納への不安などから高齢者等に対する入居制限が行われている場合がある。全体の約16%の家主が入居を制限しており、「単身の高齢者」(8.4%)、「高齢者のみの世帯」(7.1%)、「外国人」(11.6%) などとなっている。

「住まう」場所を確保することは人の暮らしの基礎であり、不安定な立場におかれた人に対するセーフティネットの観点からの対応も必要となる。

図表 I-1-1-19 民間賃貸住宅における入居制限



資料) (財)日本賃貸住宅管理協会調べ

3 取り巻く環境の現状と課題

「住まう」は住宅本体だけではなく、意識調査でみたように、周囲のいろいろな要素に支えられ成り立っている。買い物など日常の活動や公共交通など移動に関するものについては次節以降で記述すると、本項では、緑・公園や親水・水辺空間、まちなみや景観、地域の人々とのつながり等の「住まう」を取り巻く環境と、自然災害や犯罪等の「住まう」を脅かすものについてみる。

(1) 「住まう」を取り巻く環境

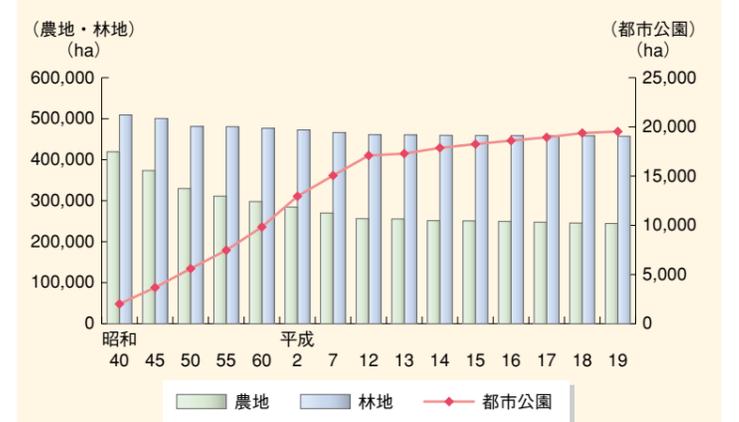
(→第2章第3節1、第5節3)

(緑、水辺、まちなみ)

「住まう」にゆとりや潤いを与える緑などの現状については、都市域における水と緑の公的空間確保量^(注1)は、平成14年は一人当たり12m²であったが、19年は13m²と増加傾向にある。また、一都三県で見ると、昭和40年以降、農地、林地の緑は減少傾向にある一方、都市公園は増加傾向にある。都市公園は、市街地化が進む中で、良好な都市環境の形成、身近な自然的環境とのふれあいの場、震災時等非常時における避難拠点等、重要な役割を果たしている。他方、遊具における事故などの心配事も発生しており、子供等が安心して利用できる公園空間の整備が課題である。

水辺については、近代における都市化の進展に伴い、河川・水路等水面の覆蓋化や湧水の枯渇等により、水辺空間は減少している。河川についてみると、一級河川において、人と河川のふれあいに関しては、「川の中には入れない」、「川に近づきにくい」と評価された河川は約4割となっている^(注2)。人がふれあうことのできる親水・水辺空間の整備が求められる。

図表 I-1-1-20 一都三県における都市公園、農地、林地の推移



(注) 農地と林地は左、都市公園は右の目盛
資料) 国土交通省

図表 I-1-1-21 近代化による水辺空間の減少と再生・創出



資料) 東京大学大学院工学系研究科 都市工学専攻

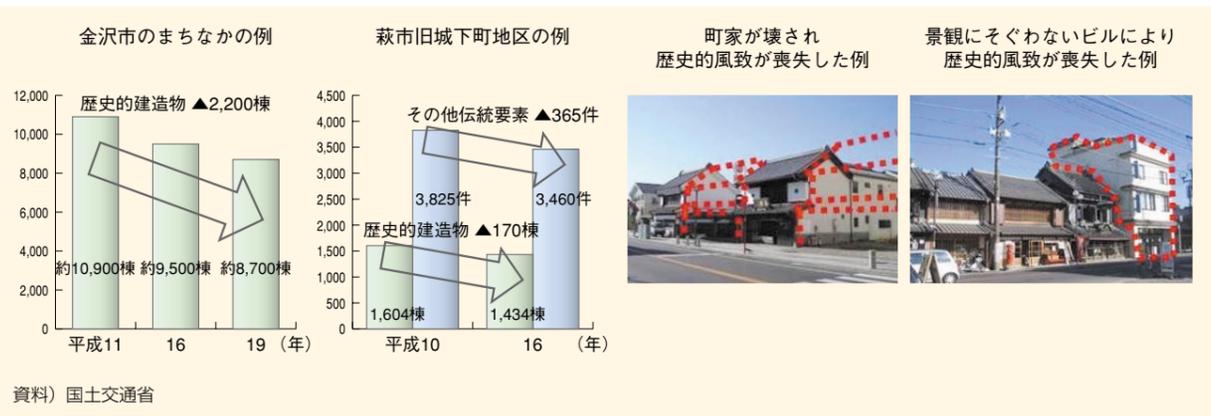
資料) 川崎市

(注1) 都市域において、自然的環境(樹林地、草地、水面等)を有する空間のうち、都市公園等制度的に永続性が担保されている空間の一人当たりの面積

(注2) 「今後の河川水質管理の指標について(案)」(平成17年3月)により、人と河川のふれあいに関してごみの量、水のおい等を調査し、各項目の評価レベルから「川の中には入れない」「川に近づきにくい」等のランクを設定し、住民と協働で調査したもの

まちなみについては、屋外広告物等への規制により良好な都市景観を形成するなどの取組みが引き続き必要である。また、歴史的建造物の老朽化や維持管理費用等の問題など、失われつつある歴史的風致^(注1)の保全が課題となっている。

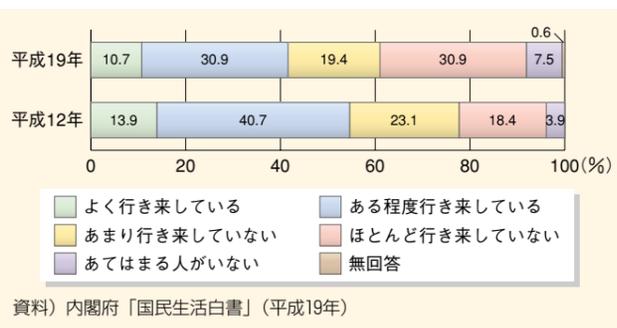
図表 I-1-1-22 歴史的風致の喪失



(地域のつながり)

地域における人のつながりも、「住まう」を支える大切な要素である。しかし、意識調査では、「地域の人々のつながりや地域のコミュニティ」に対する満足度は約2割と低い。例えば、治安が悪くなった原因として5割近い人が地域社会の連帯意識が希薄となったことを理由に挙げるなど^(注2)、地域のつながりが果たす役割を認識するとともにそれが弱まっていると感じている。実際に、近所の人との行き来は減少傾向にあるなど近所づきあいの希薄化が進んでおり、「住まう」を地域社会で支えるためにもコミュニティの維持・回復が求められる。

図表 I-1-1-23 近所づきあいの程度



(2) 「住まう」を脅かすもの (→第2章第1節1、2)

(自然災害)

「住まう」は、自然災害により常に脅かされている。これまででも、台風や豪雨により浸水被害が発生してきたが、最近では、地球温暖化による災害リスクの増加も指摘されている。台風等による大規模水害の多発が懸念されるとともに、集中豪雨や局地的な大雨により、身近な都市河川が氾濫したり、低地やくぼ地が水没したりするなど、まちの中で被害が発生している。また、地下街や地下鉄、さらに住宅でも半地下の居住など地下空間利用が進んでいることから、浸水に対する危険度が増加している。沿岸域でも、海面水位の上昇や台風の激化等の

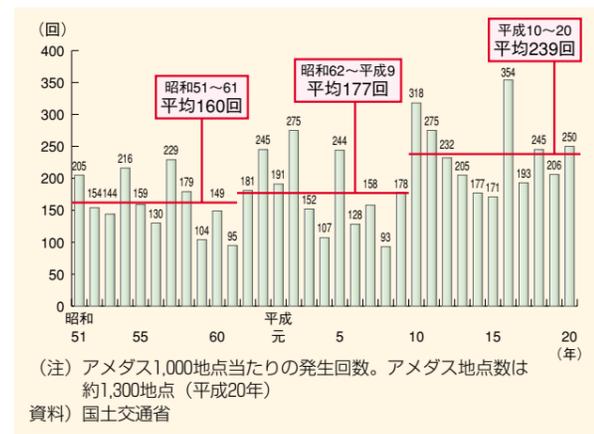
(注1) 地域固有の歴史、伝統を反映した人々の活動、そして人々の活動が行われる歴史価値の高い建造物・周辺市街地が一体となって形成された良好な市街地の環境のこと
(注2) 内閣府「治安に関する世論調査」(平成18年12月調査)によれば、「治安が悪くなった原因は何か(複数回答)」を聞いたところ、「地域社会の連帯意識が希薄となったから」(49.0%)となった。

災害リスクの増大や大規模地震・津波災害が懸念されるとともに、高潮災害等の頻発などに脅かされている。

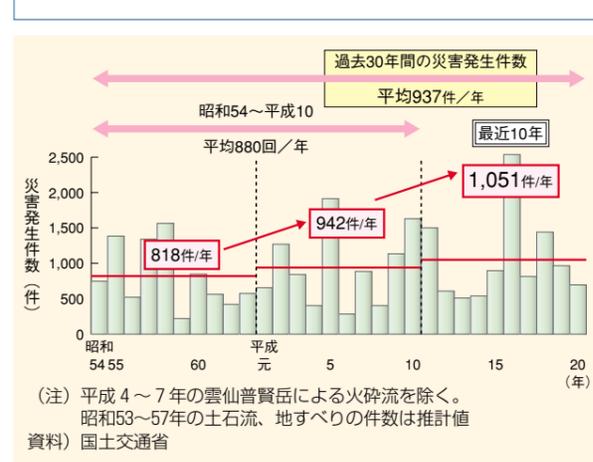
地震対策については、住宅個々の耐震性だけではなく、災害時に危険な木造密集市街地が残っているなど、まち全体でも地震に対する弱点がある。

土砂災害も近年増加傾向にある。宅地開発により山麓まで住宅地が及んでおり、土石流や崖崩れの被害を受けやすい。

図表 I-1-1-24 1時間降水量50mm以上の年間発生回数の推移



図表 I-1-1-25 土砂災害発生件数の推移



他方で、被害を受ける側からみても、高齢者は被災者になる確率が高いため高齢者の増加に伴い災害時要援護者が増大するなど、新たな対応が必要となっている。

安全・安心の確保は「住まう」の基礎であり、様々な自然災害から「住まう」を守るための対策が求められる。

(治安や防犯)

平時においても、「住まう」は犯罪による被害と隣り合わせにある。ここ10年間で日本の治安は悪くなったと考える人が多い^(注)。まちの中においても、住まいにおいても、多数の犯罪が発生している。

図表 I-1-1-26 主な犯罪の認知件数(平成19年)

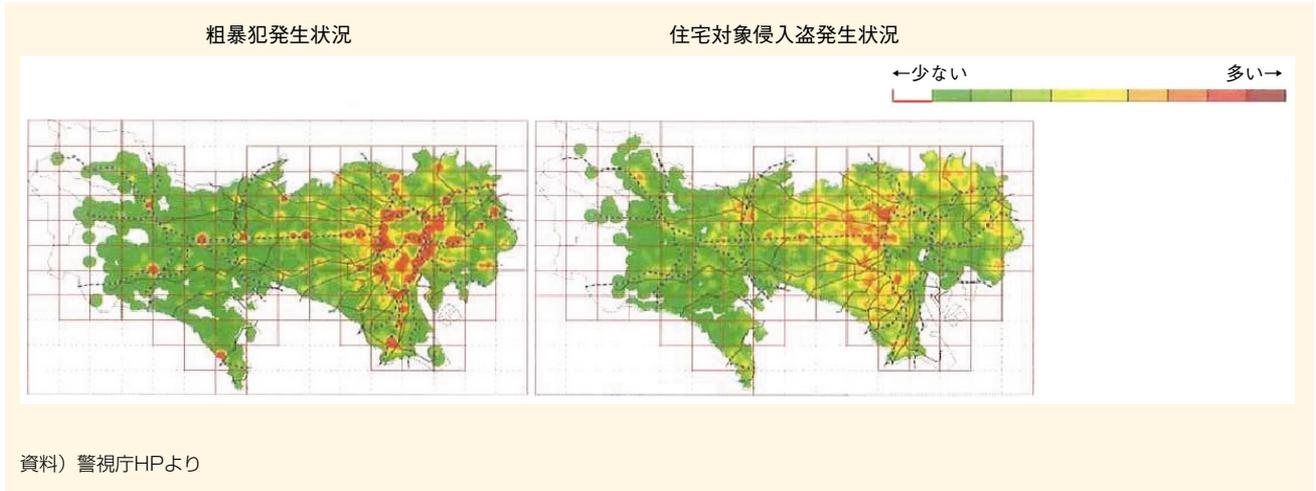
街頭犯罪				侵入犯罪		
路上強盗	ひったくり	強姦・強制わいせつ	暴行・傷害・恐喝(街頭)	侵入強盗	侵入窃盗	住居侵入
1,537	23,687	5,135	38,700	1,700	175,728	27,383
自動車・オートバイ盗	自転車盗	車上・部品ねらい	自動販売機ねらい			
114,818	395,344	246,145	50,846			

資料) 警察庁

(注) 内閣府「治安に関する世論調査」(平成18年12月調査)によれば、「ここ10年間で日本の治安は良くなったと思うか、それとも悪くなったと思うか」を聞いたところ、「どちらかといえば悪くなったと思う」(46.6%)、「悪くなったと思う」(37.7%)となり、84.3%の人が悪くなっていると思っている。

一例として、東京都内の犯罪発生状況を見ると、粗暴犯はターミナル駅周辺などの繁華街で発生している一方で、住宅侵入は広く一般住宅街で発生しているなど、どこにおいても犯罪に巻き込まれる可能性がある。

図表 I-1-1-27 犯罪の発生状況（東京都の例）



治安に関する世論調査でも、“犯罪に遭うかもしれないと不安になる場所”として、「路上」、「公園」が上位にくるなど、身近な空間に対する不安は強い。住宅本体の防犯性を高めるとともに、死角となる空間をできる限りなくすなど、安全も考えたまちづくりが求められている。

図表 I-1-1-28 不安になる場所

